

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会
役員選挙規程

(目的)

第1条 定款第21条に定める役員(理事及び監事)の選挙においては、本規程に則り執り行う。

(選挙権と被選挙権)

第2条 正会員は選挙権及び被選挙権を有する。

(候補者)

第3条 理事の選挙においては、立候補した正会員及び理事会が推挙した非会員2名以内を候補者とする。

2 監事の選挙においては、正会員が立候補する場合の候補者及び理事会が推挙した非会員を候補者とする。

(立候補者の要件)

第4条 立候補者となるための要件は、以下の通りとする。

- (1) 理事選挙立候補者は、正会員かつ選挙実施の前年度までの年会費を納付している者とする。
- (2) 非会員の理事候補者は、理事会が学識経験者等から適切な人材を2名以内推挙するものとする。
- (3) 正会員の監事選挙候補者は、正会員かつ選挙実施の前年度までの年会費を納付している者とする。
- (4) 非会員の監事選挙候補者は、理事会が学識経験者等から適切な人材を推挙するものとする。

(同時立候補の禁止)

第5条 理事と監事の選挙に同時に立候補することはできない。

(選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、役員選挙の投票日、告示日及び立候補受付期間を決定し、事前に告示しなければならない。

(選挙人名簿)

第7条 選挙管理委員会は、告示日を基点として、選挙人名簿を作成しなければならない。

(立候補者の届け出)

第8条 役員選挙に立候補する者は、立候補受付期間内に所定の様式で選挙管理委員会に届け出なければならない。なお、届け出は郵便による受け付けとし、締め切りは受付期間最終日とする。(当日消印は有効)

2 立候補の届け出方法の詳細については、選挙管理委員会が別途、定めるものとする。

(立候補者の告知)

第9条 選挙管理委員会は、立候補受付締め切り後、すみやかに有権者に対し、立候補者を告知しなければならない。

(選挙の方法)

第10条 選挙方法の詳細については、選挙管理委員会が別途、定めるものとする。

(委任状)

第11条 選挙当日に出席できない有権者は、総会出欠回答の委任状により、総会出席予定者を代理人に定め投票を委任することができる。

(投票)

第12条 有権者のうち、総会の出席者で投票を行う。ただし、委任状による投票を含む。

2 投票には選挙管理委員会が作成した投票用紙を用いる。詳細は別途、定めるものとする。

(当選有資格者)

第13条 有効投票総数の過半数を得た者を当選有資格者とする。

(当選者)

第14条 当選有資格者のうち、得票数の多い順に定数の枠内の者を当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、くじ引きで当選者を決める。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会の立会いのもと、理事選挙、監事選挙ごとに厳正に行う。

(再投票)

第16条 開票の結果、当選有資格者が定員に満たなかった場合は、有効投票総数の過半数を獲得できなかった候補者について定員の下限に達するまで再投票を行う。

(投票結果の発表)

第17条 選挙管理委員会は、開票結果をすみやかに発表しなければならない。

(選挙違反)

第18条 選挙期間またはその他の期間を問わず、立候補者ならびに有権者が、選挙に関し、公序良俗に反する行為あるいは不正と見なされる違反行為があった場合は、選挙管理委員会は直ちに会長に報告し、理事会において違反者への対応を検討するように進言する。

2 選挙違反行為の具体的事例については、選挙管理委員会が選挙の告示に伴い、別途告知するものとする。

(異議申立)

第19条 選挙の効力に対し、不服がある有権者または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立ての受付は、選挙結果発表日から2週間(14日)以内とする。

(既定の改廃)

第20条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(その他)

その他、予期せぬ懸案が生じた場合は、選挙管理委員会で情報収集の上、直ちに会長に報告する。

(附則)

- 1 この規程は令和4年4月1日より施行する。
- 2 この規程の一部変更は、令和4年6月1日より施行する。
- 3 この規程の一部変更は、令和8年3月18日より施行する。